

令和8年度（2026年度）

環 境 速 報

第218号

令和8年（2026年）7月31日（金）発行

	目次 裏面
◇ 令和8年度 化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）予定について	
◇ 令和8年4月～7月中旬に公布された主な環境法令の概要について	1
「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」、「御嶽山国定公園」の指定、 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律」、 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等	
◇ 行政情報	7
○ 長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）について	
○ 廃棄物の不法投棄対策にスマートフォンアプリ『ピリカ』を活用した 通報受付の開始について	
○ 工業技術総合センター主催「環境対応技術セミナー」の開催について	
◇ 省エネコラム ～省エネは設備投資より現場の気づきが結果を左右する～ 中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	13
◇ 小規模水力発電の研究会に参加して ～ 令和8年度「第1回小規模水力発電研究会」参加レポート ～ 長野県企業局春近発電所の概要（長野県企業局提供）	15
◇ 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第24回） ～ 河川法における流水の占用について（水利権制度） ～	19
◇ 協会主催セミナー・研修会情報	21
○ エコアクション21セミナー第3回・第4回	
○ エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会	
○ 環境課題解決研究会 テーマ募集中？	
◇ 環境法令改正情報（令和8年3月28日～令和8年7月27日）	24
◇ 会報サン（令和9年1月発行予定）の原稿を募集します	30

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地球事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

令和 8 年度 化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）開催予定

1 開催日：令和9年（2027年）1月 20 日（水）・21 日（木） 両日とも10:00～15:00

＊本研修会は、2日間で開催します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoom）で開催します。

第1日（20 日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS(II)管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30 分程度）
第2日（21 日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也さん

4. 定員 25名 ＊参加者人数が10名に満たない場合、中止することがあります。

5. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000 円 一般：15,000 円

6. 申込締切日 令和 9 年 1 月 6 日（水）午後5時（必着のこと）

7. 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、
FAX:026-228-5872、メール:nasankan@alps.or.jp 又は郵送でお申し込みください。

8. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：相澤

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館 5 階

電話：026-228-5886 メール:nasankan@alps.or.jp Fax:026-228-5872

9.主催：一般社団法人長野県産業環境保全協会

後援：長野県（予定：申請中）

協賛：長野県電子工業技術研究会

令和8年4月～7月までに公布された主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で、令和8年3月28日から7月27日までに公布された環境法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・長野県規則）中、主要な改正法令の概要を所管行政庁の報道発表資料やホームページに掲載されている情報等により紹介します。

2026年04月03日 環境省発表〔出典：環境省ホームページ令和8年4月3日環境省報道発表資料〕

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案の閣議決定について

「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」が本日令和8年4月3日（金）に閣議決定されましたので、お知らせします。

■ 法律案の背景

我が国では、2030年代後半以降に太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万t程度に達すると予想されています。これらを全て埋立処分した場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、リサイクルの推進を図る必要があります。

しかしながら、①現時点では埋立費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上であることが課題となっています。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、太陽光パネルの大量廃棄に備え、予算措置も活用しつつ、リサイクル費用の低減と全国的な処理体制の整備を図りながら、リサイクルの規制を段階的に強化し、最終処分量の減量と資源の有効利用を目指すものです。

本法律案の検討に当たっては、令和6年9月から令和7年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議（以下「合同会議」という。）において審議され、令和7年3月28日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」が意見具申されました。

その後、意見具申を踏まえ政府内で検討の上、令和8年1月の合同会議において、新たな法制度案の検討状況をお示ししました。

これらを受けて、今般、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

■ 法律案の概要

本法律案は、太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池（太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。以下同じ。）の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に主務大臣が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた

取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を主務大臣が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずるものです。

（1）基本方針の策定

主務大臣^{（※）}は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物（太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るため、目指すべき目標を定め、施策の方向性を提示する基本方針を定めるものとします。

^{（※）} 環境大臣及び経済産業大臣

（2）事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

① 事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者（事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。以下同じ。）が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物（事業用太陽電池

が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、必要な指導及び助言をすることができることとします。

② 多量事業用太陽電池廃棄実施計画

多量事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池廃棄者であって、廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するものをいう。)は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならないこととし、届出をした者は、当該届出が受理された日から原則 30 日を経過した後でなければ、その届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととします。

主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から原則 30 日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告及び命令をすることができることとします。

(3) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

太陽電池廃棄物再資源化等事業(再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。)を行おうとする者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとします。

(4) 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

太陽電池の製造・輸入業者及び販売業者に対して、環境配慮設計や含有物質の情報提供に係る措置を講じます。

(5) 制度の見直しに向けた検討規定(附則)

政府は、太陽電池の排出量の見込み、再資源化等に要する費用の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、太陽電池の幅広い廃棄に係る者に対する再資源化等の義務付け等の所要の措置を講ずることを規定します。

■ 施行期日

本法律案については、一部を除き、公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとします。

■ 公布

令和 8 年 6 月 5 日 [官報 号外 第 125 号]

2026 年 04 月 07 日 環境省発表 [出典：環境省ホームページ令和 8 年 4 月 7 日環境省報道発表資料]

令和 8 年 4 月 10 日(金)に、「御嶽山国定公園」が誕生します。

令和 8 年 4 月 10 日(金)に、「御嶽山国定公園」が新たに指定されます。

今回の指定によって、国定公園は全国で 58 公園となります。

■ 概要

環境省では、2030 年までに陸域と海域の 30%以上を保護地域とすることを目指す「30by30 目標」の達成に資するため、令和 4 年に「国立・国定公園総点検事業フォローアップ」において、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地として全国 14 か所を選定いたしました。

このうち、御嶽山については、現在長野県及び岐阜県の自然公園条例に基づき、県立自然公園に指定されており、3000m を越える火山性の独立峰であること、連続的に変化する自然植生、自然と文化が融合した場所であることなどが評価され、国定公園の新規指定の候補地として選定されました。

これを受け、令和 7 年 3 月に両県から御嶽山国定公園(仮称)の公園区域及び公園計画の都道府

県案の申出が提出され、国定公園の新規指定に向けて作業を進めてまいりました。

本国定公園は、火山性孤峰を基盤とし、植生の垂直分布による連続的かつ原生的な自然林生態系が広がる風景を風景型式としており、国立公園に準じて傑出性が高い自然の風景地であることが確認でき、両県の県立自然公園と北西部の渓谷を中心とする地域一帯を新たな国定公園として指定するものです。

この度、本年2月下旬に中央環境審議会より、御嶽山国定公園の指定及び公園計画の決定について答申されたことを受け、以下のとおり指定し、官報に告示します。

なお、今回の指定により、国定公園は全国で58公園となります。

■ 告示内容

○御嶽山国定公園の指定について 告示日 令和8年4月10日

○御嶽山国定公園の公園計画の決定について 告示日 令和8年4月10日

2026年04月10日 環境省発表 【出典：環境省ホームページ令和8年4月10日環境省報道発表資料】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」が本日令和8年4月10日（金）に閣議決定されましたので、お知らせします。

■ 法案の背景

使用済みの金属・プラスチック物品を保管又は再生する事業場、いわゆるスクラップヤードは、資源循環の輪において重要な役割を担っています。しかしながら、近年、一部のスクラップヤードにおいて、騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障が報告されています。こうした状況を是正し、良好な生活環境の保全と公正な競争環境の整備を行うことが必要となっています。

また、災害廃棄物を適正、円滑かつ迅速に処理することは、被災者の生活環境を守り、公衆衛生の悪化を防止することに加え、被災地の速やかな復旧・復興のためにも重要です。令和6年能登半島地震等、最近の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、平時からの備えと地方公共団体への支援体制の強化が必要となっています。

以上のような状況を踏まえ、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、今般、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

■ 法案の概要

本法律案は、以上のような背景を踏まえ、使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を一層推進するための制度的な措置を講じようとするものです。

(1) スクラップヤードの規制強化

使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入することとし、保管や再生に係る基準の遵守を求めることに加え、環境汚染のおそれのある物品について国内における再生を原則とし、その輸出について環境大臣の確認を要することとします。

(2) 災害廃棄物の処理の推進

非常災害廃棄物に係る平時からの備えとして、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、地方公共団体と事業者間の協定の締結、非常災害廃棄物の埋立処分に係る最終処分場を確保するための指定等の措置を講じることに加え、地方公共団体への安定的な支援体制の構築として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業の範囲に非常災害廃棄物に関する事業を追加する等の措置を講じることとします。

■ 施行期日

本法律案のうち、

- (1) については、公布の日から2年6か月を超えない範囲で政令で定める日
- (2) については、公布の日から3か月を超えない範囲で政令で定める日等から施行することとします。

■ 公布

令和8年6月19日 [官報 号外 第135号]

2026年04月10日 環境省発表 [出典：環境省ホームページ令和8年4月10日環境省報道発表資料]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」の閣議決定について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」が本日令和8年4月10日（金）に閣議決定されましたので、お知らせします。

■ 法案の背景

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、平成13年に制定したポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分の期限を定めて、PCB廃棄物の処理を推進してまいりました。

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の処理施設において、立地地域の関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら処理を進め、本年3月に同社における処理事業を終了しました。今後は、散発的に発見される高濃度PCB廃棄物を適正に処分するための制度を構築する必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物は、保管事業者に対して令和9年3月までの処分を義務付け、環境大臣が認定する無害化処理施設等において処理を進めてまいりました。低濃度PCB使用製品については、まだ使用中の製品も存在することから、これらの製品が処分期間後に廃棄される際に適正に処分される必要があります。

以上のような状況を踏まえ、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、今般、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

■ 法案の概要

本法律案は、以上のような背景を踏まえ、今後のPCB廃棄物の適正な処分のための制度的な措置を講じようとするものです。

(1) 低濃度PCB使用製品の届出義務等

低濃度PCB使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度PCB廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとします。

(2) 高濃度PCB廃棄物の処分義務

保管する廃棄物が高濃度PCB廃棄物と判明した者に対しても一定の期間内に処分を義務付けることとします。

(3) PCB廃棄物処理計画の廃止

都道府県等におけるPCB廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとします。

(4) JESCO の事業の見直し

JESCO の事業の範囲を見直すこととします。

■ 施行期日

本法律案については、一部を除き、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとします。

■ 公布

令和 8 年 6 月 19 日 [官報 号外 第 135 号]

2026 年 05 月 19 日 環境省発表 [出典：環境省ホームページ令和 8 年 5 月 19 日環境省報道発表資料]

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定されました。

本政令は、「長鎖ペルフルオロアルカン酸（以下「LC-PFCA」という。）とその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」及び「中鎖塩素化パラフィン（以下「MCCP」という。）」の第一種特定化学物質への指定等を行うものです。

■ 本政令の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 12 回締約国会議（令和 7 年 4 月～5 月開催）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定された第一種特定化学物質（注）として、「LC-PFCA とその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」及び「MCCP」を指定すること等について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「令」という。）の改正を行うものです。

（注）第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質であり、製造及び輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入禁止等の規定の対象となります。

■ 本政令の概要

(1) 第一種特定化学物質の指定（令第 1 条第 1 項）

化審法第 2 条第 2 項に規定された第一種特定化学物質として、「LC-PFCA とその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」及び「MCCP」を追加します。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定（令第 7 条）

第一種特定化学物質となる「LC-PFCA とその塩」、「LC-PFCA 関連物質」又は「MCCP」が使用されている場合に輸入することができない製品として「潤滑油」等を、「クロルピリホス」が使用されている場合に輸入することができない製品として「木材用の防虫剤」を定めます。

(3) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定（令原始附則第 4 項）

取扱い時に国が定める技術上の基準等に従わなければならない製品として、当分の間、「LC-PFCA とその塩」及び「LC-PFCA 関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めます。

(4) 経過措置等

その他所要の経過措置等を設けます。

■ 今後のスケジュール

公布日：令和 8 年 5 月 22 日（金）

施行期日：令和 8 年 11 月 22 日（日）（公布後 6 月後）：上記 2.（1）～（3）

※その他、2.（4）経過措置等は公布日又は公布後 6 月後に随時施行

なお、「LC-PFCA 関連物質」については、今後開催する 3 省合同会合（薬事審議会化学物質安全対

策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合。以下同じ。）の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的な物質群を指定することとしております。

3省合同会合の資料等は下記ウェブサイトに掲載していく予定です。過去の3省合同会合の資料等と併せて御確認いただけます。

<https://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-01.html>

2026 年 07 月 17 日 環境省発表 [出典：環境省ホームページ令和 8 年 7 月 17 日環境省報道発表資料]

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を本日公布しました。本省令は令和 9 年 9 月 1 日（水）から施行されます。

■ 背景および改正内容

地下水還元型地中熱利用システム（以下「システム」という。）については、高い省エネルギー効果を持つことから、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて活用が期待されています。一方で、地下水の過剰採取は、地盤沈下の原因となることから、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で定める指定地域においては、揚水設備による建築物用地下水採取が制限されており、地下水を揚水して熱利用するシステムの導入が困難な状況にあります。

こうした中、大阪市では、環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 27 年内閣府・環境省令第 1 号）に基づき、地盤沈下のおそれがないことを確認した上で、既に当該システムが運用されています。

また、熱需要の高い都市部において当該システムの普及を図るため、国家戦略特別区域以外での導入可能性について検討を行いました。

地盤沈下の発生を抑えつつ、地下水の適正な保全及び利用が図られるシステムの適用要件を整理し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第 2 条別記に定める技術的基準において、以下の規定を新設する改正を行いました。

以下のいずれにも該当する揚水設備については、運用時に想定される揚水量、運用時に想定される揚水を行う帯水層の周辺の土質の状況等を勘案し、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、当該揚水設備の設置の場所及びその周辺において地下水位及び地盤高が著しく変化するお

それがないものであることとしております。この場合においては、規則第 2 条別記第 1 号から第 4 号の規定は、適用いたしません。

- ・ 帯水層からの地下水の揚水及び揚水した地下水の帯水層への還元を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷房又は暖房の用に供すること。
- ・ 揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元（以下「全量還元」という。）する構造を有すること。
- ・ 当該設備の連続的な又は相当の頻度による稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていること。

令和 8 年度 6 月補正予算 長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）について

県では、原油・原材料価格の高騰等に直面する県内中小企業の省エネ設備の導入等によるエネルギーコストの削減を図り、収益構造の改善を支援するため、令和 8 年 6 月補正予算によるエネルギーコスト削減助成金（中小企業者向け）の助成事業者の募集を行っています。

1 概要

県内中小企業者等が行う省エネ設備等へ更新や再生可能エネルギー設備の新設に要する経費（設備費、工事費、処分費）の一部を助成

2 助成要件等

	基本コース	促進コース
対象者	県内に事業所を有する中小企業者※ ¹	
主な助成要件	これまでに中小企業エネルギーコスト削減助成金を活用したことがないこと	・事業活動温暖化対策計画書を提出すること ・長野県 SDGs 推進企業の登録を行うこと
対象設備	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備の新設	・空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、<u>エントランスドア</u>※²に限る）の更新 ・発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力 50kW 未満に限る）、エネルギー管理設備、<u>EV 用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る）</u>※²の新設
助成率等	1/2 以内（発電設備は出力 1kW あたり 4 万円以内）	3/4 以内（発電設備は出力 1kW あたり 4 万円以内）
助成額	下限額 50 万円、上限額 500 万円	上限額 1,500 万円

※¹ 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号で規定する会社及び個人のほか、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項で規定する中小企業団体のうち、第 4 号及び第 6 号を除く者等（主たる業種が農林漁業、教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業（旅館業の営業許可を有し、宿坊等において対象設備を更新・新設する場合を除く）、性風俗関連特殊営業である者を除く）

※² 下線部は、新たに設けた促進コースにおいて追加した対象経費

3 募集期間

令和8年7月13日（月）から令和8年9月30日（水）まで

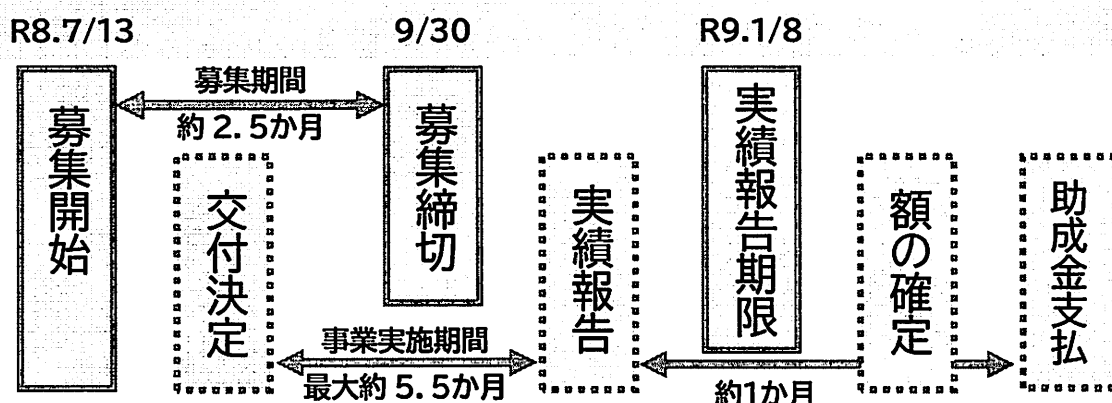
ただし、募集期間内であっても、受理した交付申請の額の合計が予算額に達し次第、募集を締め切ります。申請されても、明らかに不足書類がある場合には、受理されませんのでご注意ください。

4 事業の実施期間

助成金の交付決定日から令和9年1月8日（金）まで

ただし、交付申請以降に事前着手届を行った場合には、その日から発注や契約を行うことができますが、その場合でも交付決定とならなかったときには、助成対象となりません。また、この実施期間内に支払まで完了しなかった経費は、助成対象となりませんのでご注意ください。

5 助成金のスケジュール



6 助成金の詳細及び申請方法、申請先

募集期間内に、次のアドレス又は二次元コードにアクセスし、【専用 Web サイト】にある募集要領に従い、交付申請書及びその他の添付書類の電子データを一式、【専用 Web サイト】の助成金申込フォームへアップロードしてください（電子メールでの送付、紙媒体でのご持参や郵送による申請は受理できません）。

【専用 Web サイト】 <https://nagano-enecos.com/>



7 お問合せ先

(1) 助成金申請に関するお問合せ先

長野県 GX 推進事務局（業務委託先：アデコ㈱）

電子メール： ADE. JP. nagano-gx@jp. adecco. com

電話（直通）： 050-5538-4051（土日祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで）

(2) 助成事業に関するお問合せ先

長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係

電子メール： chusho@pref. nagano. lg. jp

電話（直通）： 026-235-7195（土日祝日を除く午前9時00分から午後4時30分まで）

【長野県環境部からのお知らせ】

廃棄物の不法投棄対策にスマートフォンアプリ『ピリカ』 を活用した通報受付を開始しました

県では廃棄物の不法投棄対策として、電話による不法投棄ホットライン等に加えて、スマートフォン向けアプリ「ピリカ」による通報受付を本年6月から開始しました。「ピリカ」による不法投棄等の情報提供について、ご協力をお願いします。

1 ピリカの不法投棄通報機能

- ・アプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて、県内の不法投棄情報をいつでもどこでも通報することができます。
- ・アプリで通報する際には、不法投棄場所の位置情報の登録とともに、廃棄物の状況を写真やコメント付きで通報することができます。

2 アプリの利用方法

App Store 又は Google Play から「ピリカ」と検索して、無料でダウンロードをして利用いただけます。

(以下の二次元コードからもダウンロードが可能です。)

※通常は、「ごみ拾いを楽しむ SNS アプリ」として利用いただけます。



iPhone/iPad (AppStore)



Android (GooglePlay)

3 注意事項

- ・廃タイヤ、木くず、廃棄物混じりの土砂山を見かけたなどの不法投棄等の通報の際に、ご利用ください。
- ・通報の際は、なるべく詳細な内容をコメント欄にご入力いただきますと、スムーズな対応につながりますので、ご協力をお願いします。
- ・通報内容の詳細確認の場合を除き、通報への返信は行いません。
- ・ごみステーションでの不適切な分別などのルール違反や、ポイ捨てに類するものなどについては、なるべく各市町村へお問い合わせください。

不明な点などありましたら、長野県環境部資源循環推進課 廃棄物監視係
までお問い合わせください

電話： 026-235-7203 (直通) E-mail： junkan@pref.nagano.lg.jp



ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用した 不法投棄通報 について

アプリで簡単！らくらく不法投棄通報！

スマートフォンなどのモバイル端末から、不法投棄された廃棄物の状況を、
写真やコメント付きで通報することができます。

気づいた時に
情報シェア！



不法投棄通報機能の使い方 〈準備編〉

まずは、ごみ拾いSNS「ピリカ」をダウンロード！



二次元コードの読み取り、または
アプリストアで「ピリカ」と検索！

ピリカ

検索

pirika.org/download



ありがとう！

通常時は、ごみ拾いを
楽しむアプリとして
お使いいただけます。



不法投棄通報機能の使い方〈操作編〉

ごみ拾いSNS「ピリカ」を使って不法投棄を通報できます。

詳しい手順は以下をご覧ください。



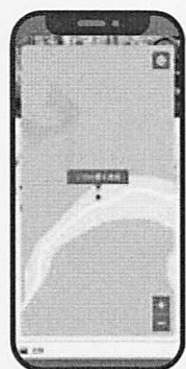
STEP 01 不法投棄通報機能を立ち上げる

右下のごみ拾い投稿のボタンを上スライドするとアラートボタンが表示され、通報機能が立ち上がります。



STEP 02 現場の写真を撮影・投稿する

カメラの使用を許可し、画面左下の「カメラ」で現場の様子を撮影してください。すでに撮影いただいている場合は「ライブラリ」を選択し写真を投稿してください。



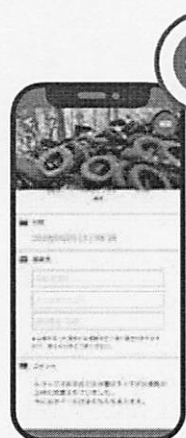
STEP 03 位置情報を登録する

地図を動かし、不法投棄を見つけた場所にピンを合わせ、「この位置を通報」のテキストをタップ。



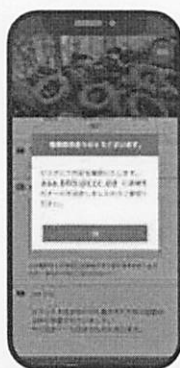
STEP 04 不法投棄の内容を入力する

必須情報(ごみの種類・日時・連絡先)を入力。コメントの入力は任意ですが、分かる範囲で詳細な情報(ごみの量や大きさ、投棄場所が、私有地か否かなど)をご記入ください。



STEP 05 通報ボタンを押し、通報する

投稿内容を確認し、誤りがなければ右上の「通報」ボタンを押し情報を送信してください。



STEP 06 通報の完了

左記の表示が出れば通報完了です。

！ その他注意・補足事項

- ・なるべく詳細な地図上の位置と内容をコメントにご入力いただきますようお願いいたします。
- ・通報に対して、内容確認の場合を除き通報者に連絡は行いません。

工業技術総合センター主催 「環境対応技術セミナー」を開催します

工業技術総合センターでは、環境対応技術として重要な省エネ手法や LCA(ライフサイクルアセスメント)のセミナーをオンラインにより開催します。省エネ・環境負荷低減の取組を経営の改善(利益の向上)に繋げるための第一歩として、ぜひご参加ください。

回	日 時	テーマ
1	8月26日(水) 13:30~16:30	・事業所における省エネ活動と改善の進め方/ポイント ・断熱基礎理論 ・省エネ効果予測計算事例(F/S)
2	9月2日(水) 13:30~16:30	・空調基礎理論 ・実践のポイント、留意点 ・コンプレッサ基礎理論 ・改善の事例紹介
3	9月9日(水) 13:30~16:30	・生産機械基礎理論 ・実践のポイント、留意点 ・照明基礎理論 ・改善の事例紹介
4	10月13日(火) 13:30~16:30	・製品・製造工程の LCA(ライフサイクルアセスメント)の考え方、計算方法

講 師 第1~3回：中村環境コンサルタント事務所 代表 中村 秋男 氏
第4回：早稲田大学 創造理工学部 教授 伊坪 徳宏 氏

対 象 者 企業において省エネ・環境負荷低減の推進を担当される方 など

開催方法 Zoom によるオンライン開催

参 加 費 無料

申込み先 左の2次元コードまたは
以下の WEB ページからお申込みください。



https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_VrdtLd37TZmCVXkWW-1dfw

セミナー詳細 詳細については、



左の2次元コードまたは以下の WEB ページをご覧ください。

https://www.gitc.pref.nagano.lg.jp/cms/content/files/joho/pdf/R8_kankyotaiougijutsuseminar.pdf



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

(問合せ先)
担 当 工業技術総合センター
環境・情報技術部門 北野、野瀬
電 話 0263-25-0997
E-mail kankyojoho@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)
担 当 産業労働部 産業技術課
技術振興係 清水、小田切
電 話 026-235-7196 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2940
E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp

～ 省エネは設備投資より現場の気づきが結果を左右する ～

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

省エネに関して、現場で「照明の LED 化や空調機の更新など実施しており、もうやる事が無い。」過去にいろいろ実施してきて、これから何をしたらよいか解らない。などの声をよく聞きます。確かに設備を更新する事により、大きな省エネになります。ある事業者の省エネ診断を実施した時に、照明の LED 化を実施した工場で照度を測ると、1,500 ルクス以上の明るさがありました。JISZ9110 では組立ラインの推奨照度は 500～1,000 ルクスです。推奨照度に比較すると少し明るすぎる事になります。

水銀灯や蛍光灯から LED 照明に更新する場合、多くは設備業者に依頼すると思いますが、単に機器の交換だけを依頼する事が多いと思います。例えば水銀灯が設置されている場合、そのまま高天井用の LED に変えるケースです。この場合、水銀灯は広く拡散するのに対して、LED は指向性が強く光が集中する傾向があります。また、高天井用の LED は 6～12 m を想定して設計されていますが、実際の工場は 4～6 m 中天井が多く、この高さに高天井用 LED を付けると照度が過剰で眩しさが発生します。現場の作業内容や照度基準、天井高さ、反射率など考慮して設計する事や、中天井用 LED (広配光)、拡散カバー付き LED、グレア (眩しさ) 対策レンズ付き LED などの検討も必要です。良かれと思って LED 化しても、結果としては無駄な投資とならないように検討する事が必要です。ある工場では、問題が発生した事から、高天井用 LED を通常の直管型 LED に交換した事例もあります。

空調設備の更新も 15 年から 20 年経過したエアコンを更新する事で、大きな省エネ効果が期待できます。最新機種では APF5.5 以上の機種もあり、旧式の 3.5 前後に比較して冷暖能力で 30～40% の省エネ効果が期待できると言われています。古いエアコンを大切に使用する事は、エコと言えるのか？エアコンは設置後毎年効率が低下していきます。省エネ計算で機器更新を行う場合は、基本的に仕様で比較しますが、経年劣化して効率が低下した状態で比較すれば、15 年から 20 年経過したエアコンを使い続ける事は、ロスが大きいと言えます。エアコンの場合、運用改善も重要です。設定温度は 1℃緩和すると電気使用量で 10%削減できます。計算上は 2℃で 20% の効果があります。適正な温度管理も必要です。一般的には設定器の温度で管理している例が多いと思いますが、温度管理を行う場合、室内の平均的な温度の場所に温度計を設置して、その温度を見ながら設定器の温度を変えます。

また、サーキュレータの使用は必須です。冷房時は冷気が床にたまるため上向きにして運転します。大きな部屋にサーキュレータ 1 台では不足で、部屋の大きさや設置する位置にも注意が必要です。暖房時は天井付近に暖気が集まるので、部屋の空気が攪拌するように壁に対して 45 度の向きに向けると良いと思います。冬期はサーキュレータの風が直接当たると寒いので一旦壁に向けて直接風が当たらない工夫も必要です。サーキュレータを効果的に使用する事で、1℃～2℃程

度温度設定を上げても快適な状態で仕事ができます。

生産設備でコンプレッサを使用している事業所も多いと思います。コンプレッサは生産機器の運転に必要な機器です。コンプレッサの更新を行う場合、現在と同じ能力のものを選択するケースが多いと思いますが、生産量の変化や使用機器の仕様、漏れの量、エアー使用量などを調査して適切な機種を選定する必要があります。省エネの調査を行ったところ、コンプレッサ能力の半分程度しか流量が出ていないケースや、エアーの漏れ量がコンプレッサ 1 台分と同じなど、現状の使用状況に大きな問題があるケースもあります。少し手間がかかりますが、電力使用量やエアーの流量、工場内のエアー漏れ量、工場内の配管に使用していないラインがないかなど、現状を踏まえて更新計画を立てる必要があります。

コンプレッサの使用に関しては、エアブローを使用しているケースがありますが、使用上のルールを定めているケースはほとんどないと思います。エアーがものを飛ばすには「衝突圧」を定義して管理するが必要です。多くの場合は、作業者の感覚的な作業となっています。

例えば、衝突圧の上限値を設定して、0.2～0.3 MPa 以下（精密部品）0.3～0.5 MPa 以下（一般部品）0.5 MPa 以上は禁止（安全衛生上の理由）としたらどうでしょうか？使用するノズルや圧力調整器を設定して、ブロー対象物との距離や角度など決める事で管理ができます。エアブロー使用量が多い工場では効果が期待できます。

生産設備の省エネに関して、待機電力の削減があります。機械が稼働していない夜間や休日に装置の電源を切る事を言います。待機電力の削減に関しては古い装置なので一度電源を切ると立ち上がりに時間がかかります。品質面で問題がありますなど、実際に行う場合は現場から反対の意見が出てきます。一方会社の方針として待機電力削減を実施している所ではそのような意見が出てこないケースもあります。この違いはどこから来るのでしょうか？今まで長年実施してきたことを変えるのは大きな変化です。変えたくないという意識や固定観念がある事は考えられます。一方で他者が言われた事なのか、自分から考えた事なのもあります。

省エネは何の為にやるのか？運用による無駄をなくして、安全で、健康で、効率的に業務を行い、同時に CO2 を削減する事で会社の業務に貢献する。そのような事も必要ですが、自分が関わっている日常作業での気づきが大切です。なぜこの作業が必要なのか考えてみる。どうしたら良くなるか考える、普段から工夫できないか関心をもって業務を行う事で改善できると思います。

* 中村環境コンサルタント事務所 E-mail : akiomail@ina.janis.or.jp

小規模水力発電の研究会に参加しました

～令和8年度「第1回小規模水力発電研究会」参加レポート～

一般社団法人長野県産業環境保全協会 相澤則広

令和8年7月9日木曜日に伊那市の春近発電所で開催された令和8年度「第1回小規模水力発電研究会」(主催 公益財団法人長野県産業振興機構、長野県企業局)に参加をしました。本研究会の中では、当会技術専門委員の飯尾昭一郎様が意見交換会のモデレーターを務められました。そういったご縁もあって今回の参加となりました。研究会の様子をレポート記事にまとめました。

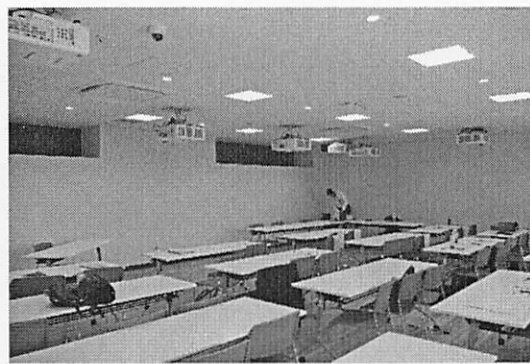


写真1, 2. 会場となった春近発電所の展示棟。(左) 改修工事に伴い新設された。学習室は、天井のプロジェクターにより壁3面全体に映像を投影できる構造となっている。(右)

1. 研究会の概要

研究会の目的、日時と場所、当日のスケジュールは下記のとおりです。

小規模水力発電を地域に根づかせ、長野県における再生可能エネルギーの重要な選択肢として実現・普及させていくためには、自治体、発電事業者、水車メーカー、発電コンサルタント、研究者など、立場も専門性も異なる多様な参加者が、互いに公開可能な範囲で経験や課題を持ち寄り、それらを共通の知見として蓄積していくことが不可欠です。今後の研究会では、これまでの「学び」を中心とした研究会から一歩進め、小規模水力発電を実際に推進するための「実践型」の研究会へと発展させることを明確にしたいと考えています。

本年度第1回研究会では、中心テーマである「これからの小規模水力発電をどう実現するか―導入事例、失敗例、価格、維持管理から考える―」を踏まえ、小規模水力発電を実際に導入・運用していくうえで必要となる条件を、できるだけ具体的に整理することを目的とします。

(1) 日時 令和8年(2026年)7月9日(木) 13:00-16:30 (集合 13:00)

(2) 場所 春近発電所 展示棟学習室(伊那市東春近<<リアル開催>>)

(3) 内容

① あいさつ

② 意見交換会 13:05-15:10

「小規模水力発電研究会の今後の方向性

―学びから実践へ、信州に根ざした小水力発電の実現に向けて―

モデレーター：信州大学工学部 准教授 飯尾昭一郎 氏

- ・冒頭説明及び基本整理（20分）
- ・事例紹介（35分）
- ・パネル討論会・全体討論（60分）
- ・まとめ（10分）

③ 講演「春近発電所大規模改修工事について」（県企業局より）15:20-15:35

④ 施設見学【春近発電所】15:40-16:30 終了、解散 16:30

2. 意見交換会

飯尾昭一郎様が進行役、長野県企業局電気事業課、日本エンジニア㈱、㈱新井製作所、㈱藤巻建設からそれぞれ1名ずつ、計4名が事例発表者となり、意見交換会を行いました。事例発表では「失敗から学ぶ」をテーマに、4名それぞれから発電所の建設や維持管理における失敗例とその解決方法などが発表されました。また、その後の質疑応答では発電所の建設を意識した専門的な質問も出ていました。失敗例を交えてのお話でしたので、事業として実際に取り組んだ場合のイメージが湧きやすい内容であると感じました。事例、質問等については一部を下記に記載します。

○事例発表で出た苦勞や改善事例

- ・水車を作って設置したが壊れてしまった。→強度解析結果をもとに構造を改善して解決した。
- ・水利権関係の既存情報が古く現状との整合性確認等に時間と手間がかかった。
- ・発電所の排水を従来の水路に流すと溢れてしまうことがある。→排水路を設置して解決した。
- ・雷の影響で水位計が壊れて発電がスけた取組を行った。
- ・目標電力に届かない発電所がある。→原因を究明し増電に向けた取組を行った。

○参加者から出た質問

- ・発電量の見積に使う流入水量はどのように求めるのか。→ダム等の水量のデータも公開されているが、利水ダムと治水ダムによっても水量のデータの精度が異なることもあるため、注意が必要。
- ・小水力発電所の建設等に利用できる補助金について。→長野県から、利用できる補助金が出ている。
- ・維持管理について、実際どのようにしているのか。→落ち葉や木枝等のゴミの処理がとにかく大変。設計段階からゴミに対する対策を考えておいた方が良い。

・公開する情報、非公開にする情報について

討論会の後に飯尾様から、皆で共有するために公開する情報と、他社との競争力として公開を避ける情報について問題提起がなされ、参加者にアンケート調査への協力が呼びかけられました。例えば、「導入判断の手順」は公開すべき情報、「個別案件の詳細な費用の内訳」は公開を避けるべき情報、というようにどこまでを公開するかということです。この例も1つの案でしかなく、各自で案を出してもらうというのがアンケートの目的でした。

まだ発電事業に取り組んでいない事業者にとっては少し難しく頭を悩ませるアンケートであったかもしれませんが、研究会全体が「学ぶ場」から「実践する場」になっていくために必要な過程であると感じました。

3. 講演、施設見学

今回会場となった「春近発電所」は、美和発電所とともに三峰川総合開発の一環で建設された、県営最大の発電所です。高遠湖（高遠調整池）から取水した水を約 10.6 キロメートル導水して、最大出力 23,600kW の発電を行っていました。大規模改修工事を行い、令和 7 年 4 月に運転を再開しました。改修工事により、最大出力は 25,600kW に増加しました。

（1）講演「春近発電所大規模改修工事について」

意見交換会に引き続き、長野県企業局より「春近発電所」の大規模改修工事の説明がありました。改修の特徴は下記のとおりです。

○改修の特徴

- ・水力発電の仕組みなどを学べる地域に開かれた施設を目指し、発電所構内を開放。
- ・水力発電設備を新設し、大規模災害発生時等に自立運転を行い、展示棟内の電力を賄う。
- ・水車設計を落差、流量に合わせた最適モデルを適用して解析し、発電機最大出力・発生電力量を増加。
- ・機器を電動化及びハイブリッド化することで、発電所全体の使用油料を削減。環境に配慮した発電所。



写真3. 改修工事について発表する長野県企業局の担当者様。



写真4. 施設内を見学する参加者。

（2）施設見学

長野県企業局の職員の方々に案内していただき、春近発電所の見学をしました。

○新設された小水力発電設備

新たに設置された小水力発電設備を見学しました。最大出力 180kW の発電設備ですが、水車が格納された部分は驚くほどコンパクトでした（写真5）。理由を尋ねると、流入水の落差が 140m だからだそうです。落差が大きいことは重要であると改めて感じました。水車はクロスフロー水車です。自立運転機能を有しているため、大規模災害時でも電気を作り続けられ、展示棟内の電力を賄うことができます。

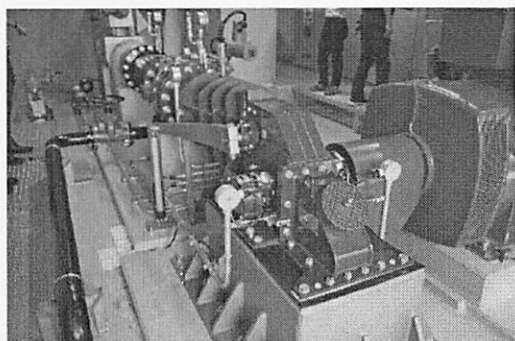


写真5. 新設された小水力発電設備の水車。手前の部分に水車が格納されている。



写真6. 展示棟の外に造ったせせらぎ水路。地域住民が自由に使える。

○従来の水力発電設備

従来の水力発電設備の見学もしました。春近発電所は1958年7月に運転を開始した水力発電所であり、かなりの年数がたっていますが、改修工事により水圧鉄管などの更新はしたものの、建物や発電設備などはそのまま利用しています。水車設計を、最適モデルを適用し解析することにより、発電機最大出力・発生電力量を増加させました。これにより、最大出力が23,600kWから25,600kWに増加しました。見学コースでは、巨大な発電設備に圧倒されました。また、発電機に繋がるシャフトが回転する様子などが見られました。見学中は終始発電機の大きな音がしており、職員の方の解説を聞くのが大変な程でした。

○地域に開かれた施設

会議が行われた展示棟は地域住民の方々にも使っていただける設備であり、こちらも今回の改修工事で設置された設備です（写真1, 2）。会議室には複数のプロジェクターが設置され、壁3面の全体がスクリーンになって迫力のある映像が映し出されます。今回は特別に動画を投影していただきましたので、撮影は禁止でした。興味がある方は是非見に行ってみてください。展示棟の2階は、発電所に関する展示スペースとなるそうです。今回は製作中でまだ見られませんが、8月から見学可能となります。

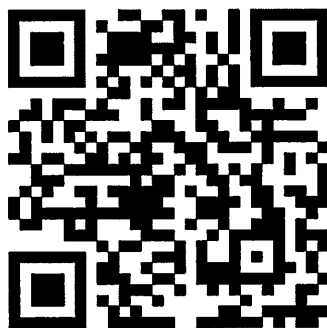
展示棟の外には「せせらぎ水路」という水路が設置され、隣のデッキの上には椅子や机が配置され、地域の方が利用できるようになっています（写真6）。他にも災害時に使える屋外コンセントが設置されていたりと、地域住民のための設備が多数設置されていました。

今回の研究会には、水車メーカー、発電事業者、施工業者、市町村の担当者に加え、これから発電事業を考えている方など50名ほどの方が参加されていました。会議の内容も発電事業を見据えたものであり、皆様の真剣さが伝わってくる内容でした。今後も継続して開催される会ですので、興味のある方は一度、参加してみたいはいかがでしょうか。

【春近発電所展示棟の見学等について】

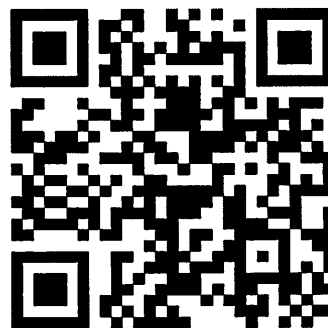
開館時間等については現在調整中です。発電所の詳細、見学会等についての情報は、下記のQRコードを読み込んでいただき、長野県企業局のホームページよりご確認ください。

【発電所の詳細、場所等について】



長野県企業局 HP、春近発電所の紹介ページ

【見学会等について】

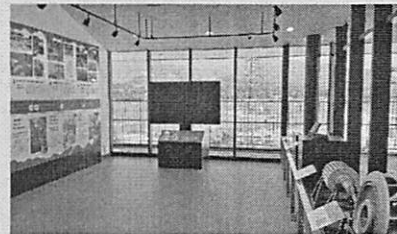


長野県企業局南信発電管理事務所 HP



(シンボルマークのコンセプト)

- 全体
ダムの豊富な水資源から、光(電気エネルギー)が一つ生まれ出ている様子を象徴的に表現しています。
- 黄色で光っている要素
光や発電(電気エネルギー)を表現しています。
- 波形状の要素
ダムの水面や水の流れをイメージしています。
- こだわり
水の流れの形状には、人の顔の輪郭や生命の気配を感じさせるニュアンスを込めており、自然と生命の繋がりを表現しています。色は春をイメージするピンクと企業局カラーとしています。



展示棟2階

展示棟の1階にある総合学習室では、壁の3面を使った超ワイドスクリーンに投影する迫力のある映像をお楽しみいただけます。

「INA(イナ)」が案内する「探査船イーナバード」に乗って地上から空中、水中へと春近発電所のヒミツを探る大冒険に出かけよう！



探査船イーナバード

INA(イナ)



屋外展示

電気事業課

〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692-2
TEL.026-235-7375

南信発電管理事務所

〒396-0014
伊那市狐島3802-2
TEL.0265-72-6121



長野県企業局HP

春近発電所



水の恵みを未来へつなぐ

長野県企業局

長野県企業局では、2050年ゼロカーボンの実現を目指し、水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの供給拡大に取り組んでいます。

伊那市の春近発電所は、昭和33年、三峰川総合開発事業の一環として完成しました。戦後の復興期、地域に必要な電力を届けるために建設されて以来、60年以上にわたり人々の暮らしと産業を支えてきた、県営最大の発電所です。

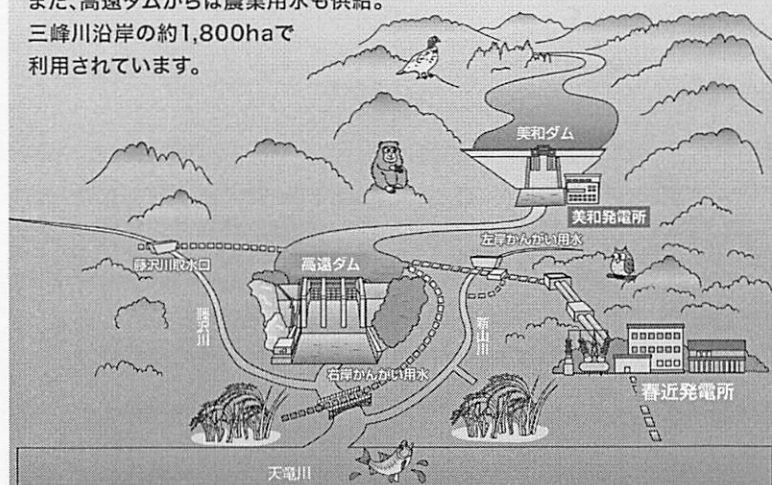
そして今、時代の節目を迎え、老朽化した設備を大規模に改修しました。

60年前の先人たちの想いを受け継ぎながら、未来へと続く新たな一歩を踏み出します。

地域を支えてきたエネルギーを、これからの60年先、そして未来の子どもたちへ。

春近発電所は、その想いを胸に、これからも発電を続けていきます。

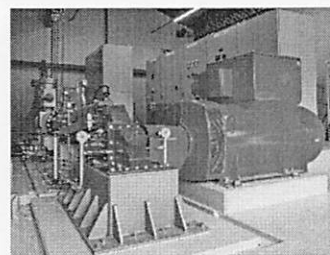
春近発電所は高遠ダムから取水して約10kmをトンネルで導水して発電しています。また、高遠ダムからは農業用水も供給。三峰川沿岸の約1,800haで利用されています。



災害時の防災拠点としての役割

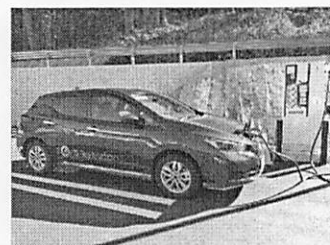
自立運転による電源供給

周辺一帯が停電になった場合でも、3号発電機が運転することにより、展示棟やEV急速充電器は電気を使うことができます。



防災拠点としての活用

電気が使えることから、災害時に防災拠点としての役割を担えるよう、敷地内は避難生活エリアとしても活用いただけます。



項目	改修前	改修後	増減
最大出力	23,600kW (11,800×2台)	25,600kW (12,800×2台)	2,000kW増 (8.5%増)
年間発電電力量	103,800千kWh (約28,000世帯)	108,000千kWh (約30,000世帯)	4,200千kWh増 (約2,000世帯増)
最大使用水量	19.0m ³ /s	19.0m ³ /s	—
最大有効落差	151.80m	151.37m	—
水車型式	立軸フランシス	立軸フランシス	—

3号発電機仕様

項目	スペック
最大出力	180kW
最大使用水量	0.18m ³ /s
水車型式	クロスフロー



3号発電機のある建屋

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第24回）

～ 河川法における流水の占用について（水利権制度）～

1. はじめに

河川を流れる水は公共のものであり、利用に当たっては、農業用水、水道用水、工業用水、水力発電などの目的ごとに河川管理者（国又は都道府県）の許可や登録が必要になる（河川法第23条）。

こうした目的に応じて河川の流水を利用することを「水利使用」と呼ぶ。水力発電は河川から取水し、利用後は全水量が河川に戻ることが一般的だが、このように流水を消費しない場合においても河川の流水を利用する際には、河川法の手続が必要となる。

一方で、平成26年（2014年）7月に施行された水循環基本法に基づく水循環基本計画の中では、水の効率的な利用と有効利用についての内容が含まれている。また、政府の取組の中には水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組があり、数値目標も設定されている。

このように、河川の流水の利用については、許可や登録が必要であるものの、水を資源と考え有効に利用しようとする考え方も広がってきている。

【河川法第23条より抜粋】

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

（流水の占用の登録）

第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

2. 水利権の内容

河川の流水を占用する権利である「水利権」の具体的内容は、その許可に附された「水利使用規則」（※）によって定まっている。

※水利使用規則とは

水利使用の許可の内容及び条件を定めたもの。

一般的に、水利権の内容となるべき事項は次のものである。

（1）目的

河川の流水を占用する目的です。現在、水利使用規則において、水力発電、かんがい、水道、工業用水、鉱業用水、養魚、し尿処理等の区分で表示しています。流水の占用の目的は水利権の内容となるので、占用の量が同じであっても目的が異なれば、別の水利権となる。

（2）占用の場所

流水の占用の場所は、占用の量と並んで水利権の重要な内容です。河川の上流での取水は、下流の水利権者に対して事実上の優先的地位を取得することとなり、蛇行河川では、取水口が河口から同一距離にある場合でも左右岸によって取水の優劣が事実上異なることがある。

（3）占用の方法

自然流水による取水、堰による堰上げ取水、ポンプ取水、ダム貯留水の取水、伏流水取

水などの別である。

(4) 占用の量

取水口ごとの1秒あたりの最大取水量のほかに、1日最大取水量、年間総取水量、最大使用水量等が必要に応じて定められる。

(5) 水力発電における落差

水利使用規則では、理論水力(=使用水量(m³/s)×有効落差(m)×9.8)として表示している。

(6) 流水の貯留における貯留量

水利使用規則では、貯水池の水位(常時満水位、最低水位)として表示している。

(7) 許可期間

水利権の許可期間は、原則として、発電水利使用については、概ね20年、その他の水利使用については、概ね10年として、実務上処理されている。

ただし、発電水利使用における概ね20年の原則の取扱いについては、一級河川において、当初許可から一定期間を経過しているものを中心に、原則に当てはまらない(許可期間を短縮する)ものを類型化して示し、これに基づき処理している。

3. 慣行水利権について

慣行水利権とは、水利利用の長期継続という事実(慣行)をもとに社会的に承認された権利。

かつ、旧河川法(明治29年公布)施行以前からの取水実態があつて、河川法による許可を受けたものとみなされている。河川の水利用しようとする場合は、その河川の水利用の権利を有する人がいるかどうかを確かめる必要もある。古い時代からの権利の場合は確認に手間がかかる場合もある。

- ・ 許可水利権：河川法第23条において、「河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」とされており、この規定により許可された流水の占用の権利を許可水利権という。
- ・ 慣行水利権：旧河川法の制定前あるいは河川法による河川指定前から、長期に亘り継続、かつ反復して水を利用してきたという事実があつて、当該水利用の正当性に対する社会的承認がなされ、権利として認められたものをいう。主にかんがい用水であるが、飲料水使用等もある。

4. 小水力発電に係る従属発電について登録制を導入

農業用水や水道用水など、既に許可を得ている流水を利用して水力発電を行う場合であっても、目的が異なるため河川法の手続が必要。(水利使用者が同一の者であっても同様。)

こうした河川の流水の利用にあたっては、これまですべて許可となっているが、平成25年(2013年)12月11日に河川法が改正され、農業用水や水道用水など、既に許可を得ている流水を利用して水力発電を行う場合は、河川環境等に新たな影響を与えないことから、許可制に代えて、登録制とすることになった。登録制では、申請書類や手続の簡素化、水利権取得までの期間の大幅な短縮化などが図られている。

昨今の再生可能エネルギー導入促進の動きの中で、水力発電のための水利使用についても後押しする政策がとられている。水利使用の仕組みを理解したうえで積極的に取り組んでいただきたい。

参考資料

- ・ 国土交通省ホームページ 水利権について - 国土交通省水管理・国土保全局
- ・ 国土交通省ホームページ 小水力発電と水利使用手続 - 国土交通省水管理・国土保全局



エコアクション 21 セミナー

オンラインセミナー 全4回シリーズ開催

エコアクション 21 を効果的に使い脱炭素を進める

国も長野県も気候変動対策は緊急課題として位置付け、2050年ゼロカーボンに向かって具体的な目標を設定し、具体的な対策を打ち出しております。また、大企業ではサプライチェーン（中小企業）でのCO₂排出把握と削減を大きな課題と位置づけ、取組を開始しています。このような動きに対応することは中小企業にとって大きなチャレンジとなります。その方法の一つとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 の仕組みが注目されています。

SDGs、脱炭素やエコアクション 21 にこれから取り組みたいと考えている方、すでに取り組んでおり活動内容の向上を考えている方、いずれも参加が可能です。

各回すべてオンライン(Zoom)による開催

第3回 環境関連法規

2026年9月9日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~14:30	環境法規制遵守のための取り組み 主な環境法規解説、改正情報	エコアクション 21 審査員 有賀 源司氏
14:40 ~15:20	事例発表 全社で環境負荷の削減に取り組む ー不良削減、生産性向上を中心にー	トワ金属株式会社 品質保証部長 竹内 親吾氏

第4回 エコアクション 21 を経営に活かす

2026年10月14日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~14:30	エコアクション 21 を経営に活かすための実践塾その2 継続的改善を実現する 評価を改善につなげる 省エネチェック	エコアクション 21 審査員 中村秋男氏
14:40 ~15:20	事例発表 エコアクション 21 を経営に役立てる ー経営に直結する環境目標設定とコスト改善の取組みー	株式会社ナガノマト 情報システム担当部長 中川博雄氏

1. 定員 各 50 名

各回全て参加無料

2. セミナー申込方法

参加ご希望の方は各開催日の1週間前までに下記のフォームからお申込みください。
<https://forms.gle/cJUUDTj2giSgS38W9>



申込 QR コード

又は FAX 又は Email に企業名・所属部署名・氏名・E メールアドレス・参加希望の回（第3回、第4回）を記入下記にお送りください。

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail ea21nasa@nasankan.or.jp

主催：長野県 (一社) 長野県産業環境保全協会 (EA21 地域事務局 長野産環協)
共催：(一社) 長野県環境保全協会 (一社) 長野県資源循環保全協会 (一社) 長野県建設業協会 長野県工業会
後援：(一社) 長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会
(一社) 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会



エコアクション21
地域事務局No.001

エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会

ゼロカーボンに向かう

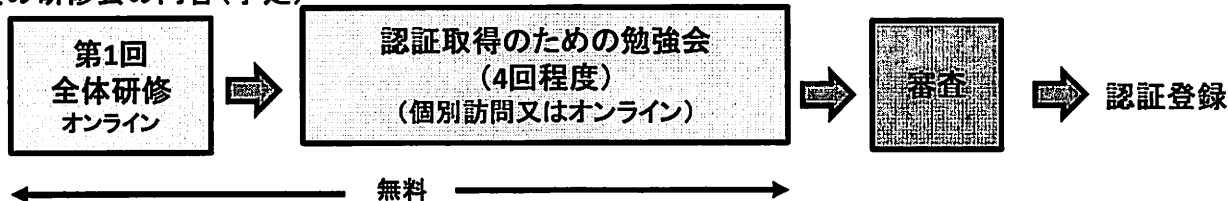
8月20日(木)13:30 オンライン(Zoom)開催

過去80%以上の参加事業者がゴール

環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21を使ってゼロカーボンを目指さず企業、団体を募集します。研修会は無料でエコアクション21の認証・登録のための支援させていただきます。説明会を開催いたしますので、ぜひ、ご参加ください。(参加無料)

13:30 13:45	エコアクション21認証取得研修会の概要	地域事務局長野産環協
13:45 14:45	脱炭素の第1歩！エコアクション21で会社をグリーン化 CO2見える化、削減目標・計画策定、実行と見直し、公表	エコアクション21審査員 宇野親治 氏

今後の研修会の内容(予定)



<https://forms.gle/egF7XrGPhiDr6tSf9>

下記に必要事項を記入し、FAX、Eメールしていただいても結構です。



この説明会に関する問い合わせ及びFAX、Eメール送付先
一般社団法人長野県産業環境保全協会
TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872
Email: ea21nasa@nasankan.or.jp

氏 名	
企業・団体名	
所属役職名	
Eメールアドレス	
所在地	
紹介団体名	記入は必須ではありません。

主催 長野県エコアクション21普及戦略会議 : 長野県(環境部、産業労働部)
長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、
長野県建設業協会、長野県資源循環保全協会、八十二長野銀行、長野県信用金庫協会、
長野県信用組合、信州EA21研修会、長野県産業環境保全協会

令和 8 年度環境課題解決研究会のテーマを募集します

今年度も環境課題解決研究会を開催いたします。会員企業の排水管理ご担当者様を中心として、参加者同士で日頃の業務上の課題などについて話し合い、互いに勉強をする場となっております。

今年度は「排水処理について」を大きなテーマとして開催いたします。その中で聞いてみたい話や、講師として呼びたい方などがいらっしゃいましたら是非ご意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

開催の概要は以下のとおりとなります。

- ・日時 令和 8 年 11 月下旬 15:00～、90 分程度(予定)
- ・開催方法 オンライン形式 *Zoom 利用
- ・対象 会員企業の環境担当者 *排水管理担当者等
- ・内容
 - (1)排水処理についての講演会等
 - (2)会員企業同士のグループ懇談会

応募について

- 1.募集内容 「排水処理について」の中で聞きたい話題、呼びたい講師など
- 2.応募方法 下記の連絡先にメールまたは電話でご連絡ください。
- 3.締め切り 2026 年 8 月 24 日(月)

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 5 階

(一社)長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ:Tel026-228-5886 E-mail nasankan@alps.or.jp

令和8年3月28日～

令和7年度

3月	改正法令	概要
30日	使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（環境九）	資源の有効な利用の促進に関する法律（略称「資源有効利用促進法」）施行令第29条（（認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準）の規定に基づき、認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第32条（実施指針）第2項第4号イ及びロ並びに第73条（移行計画）の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十二条第二項第四号イの主務省令で定める事業分野等に関する命令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業四）	資源の有効な利用の促進に関する法律（略称「資源有効利用促進法」）施行令第4条（（指定脱炭素化再生資源利用促進製品等）第2項第1号の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第一号に規定するプラスチック製容器包装に関する省令を定め、令和8年4月1日から施行する。
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境二）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条（特定容器利用事業者の再商品化義務）第2項第2号ハの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二五）	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
	特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境六）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（略称「容器包装リサイクル法」）第12条（特定容器製造等事業者の再商品化義務）第2項第2号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第7条第1項、第9条の9第2項、第12条の3第1項及び第15条の4の3並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。
	長野県希少野生動植物保護条例施行規則及び長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（長野県規則第25号）	次に掲げる規則の規定中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。 （1）長野県希少野生動植物保護条例施行規則（平成15年長野県規則第63号）第6条第3号のア及び第7条第1項第2号のア （2）長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行規則（令和6年長野県規則第6号）第9条第2号のイ
	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（長野県規則第27号）	第47条中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める。

31日	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二九）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、一部を除き、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
	環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（国土交通二三）	環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号）の一部の施行に伴い、環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を定め、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日）から施行する。

令和8年度

4月	改正法令	概要
1日	気候変動適応法施行規則の一部を改正する省令（環境一二）	気候変動適応法の規定に基づき、及び同法を実施するため、気候変動適応法施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から
11日	長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（長野県規則第39号）	長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正し、一部を除き、令和10年4月1日から施行する。 内容：第1条 長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。 第12条第5項から第7項までを削り、同条第8項中「第20条第5項」を「第20条第2項」に改め、同項を同条第5項とする。 第13条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第21条第5項」を「第21条第2項」に改め、同項を同条第2項とする。 第14条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第22条第5項」を「第22条第2項」に改め、同項を同条第3項とする。 第14条の2の見出しを「（設計者による検討等）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。 第2条 長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。 第13条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。 （建築物への再生可能エネルギー設備の導入等） 第13条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める基準は、同項の規定により建築物又はその敷地に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ知事が別に定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が、1年当たり30メガジュールに床面積の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た数値に4万1,000メガジュールを加えた量以上（当該量が50万メガジュールを超える場合にあっては、50万メガジュール）であることとする。ただし、当該建築物又はその敷地に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を満たすことができない場合として知事が別に定める場合には、知事が別に定めるところにより算定した量以上であることとする。 2 条例第21条の2第1項ただし書の規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 (2) 第12条第4項第2号に掲げる建築物 (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書の規定により指定されている多雪区域のうち、垂直積雪量が1.8メートルを超える区域内の建築物 (4) 前各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー設備の導入が困難な建築物として知事が認めるもの 3 条例第21条の2第2項の規定による届出は、同条第1項の規定による導入をした後15日以内に行わなければならない。 4 条例第21条の2第3項の規則で定める用途は、一戸建ての住宅とする。 附 則この規則は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

17日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令(厚生労働・経済産業・環境三)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第416号)の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号)第一条第一項第三十七号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に基づき化学物質を定める省令を制定し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和8年6月17日)から施行する。
30日	二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令(一五一)	内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日は、令和8年5月22日とする。
	二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一五二)	内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)の施行に伴い、並びに同法第三十六条第六項、第三十八条第二項第五号イ(同法第三十九条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項、第九十五条第一項、第三百三十一条及び附則第三条第七項、自然環境保全法第三十五条の四第三項第四号並びに国家行政組織法第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。 この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日(令和8年5月22日)から施行する。
5月	改正法令	概要
7日	公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一五)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第61条及び67条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第51条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、公布の日から施行する。
21日	二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則(経済産業五〇)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令を定め、法の施行の日(令和8年5月22日)から施行する。
	二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令(同五一)	貯留権等の登録に関する政令の規定に基づき、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令を定め、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日(令和8年5月22日)から施行する。
	海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令(経済産業・環境七)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令を定め、法の施行の日(令和8年5月22日)から施行する。
	特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令を廃止する省令(環境一六)	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律を実施するため、経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を定め、令和8年5月22日から施行する。
22日	自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令(環境一七)	自然環境保全法第35条の4第5項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を定める。この省令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和8年政令第152号)の施行の日から施行する。
	環境省設置法の一部を改正する法律(二二)	環境省設置法の一部を改正する法律を公布する。 概要:環境省設置法の一部を次のように改正する。 第十二条の見出しを「(地方環境局)」に改め、同条第一項及び第二項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に改め、同条第三項中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、「及び管轄区域」を「管轄区域及び内部組織」に改め、同条第四項を削る。この法律は令和8年7月1日から施行する。

22日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七一）	内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十八条第二項及び第五十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百二二号）の一部を改正し、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。経過措置あり。
29日	有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境四）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第41条第1項及び第3項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を定め、公布の日から施行する。
6月	改正法令	概要
5日	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（三三）	太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律を公布する。この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第2条及び附則第5条から第7条までの規定は、公布の日から施行する。経過措置あり。
10日	南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（三六）	南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律を公布する。 概要：南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する。この法律は、環境保護に関する南極条約議定書附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して1月を経過した日から施行する。経過措置あり。
12日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛一）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第416号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第28条第2項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第4項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を定め、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和8年6月17日）から施行する。
19日	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一八）	南極地域の環境の保護に関する法律第3条第6号及び南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（四三）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律を公布する。内容は使用済金属・プラスチック物品に係る措置に関する規定の整備等。この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（四四）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律を公布する。この法律は、令和9年4月1日から施行する。
22日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境五）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第5項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第5項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令を定め、令和8年6月22日から施行
24日	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇五）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を公布する。 内閣は、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、及び環境省設置法第12条第3項の規定に基づき、この政令を制定し、令和8年7月1日から施行する。

25日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境二）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第21条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
30日	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項及び第3項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項及び第3項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境一）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第2項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第2項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定め、令和8年7月1日から施行する。
	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通・環境一）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境三）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境一）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境九）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
7月	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境一九）	環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに環境省組織令第51条第3項及び関係法令の規定に基づき、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。
	改正法令	概要
1日	農業取締法第四條第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令（農林水産・環境六）	農業取締法第4条第1項第11号の規定に基づき、農業取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を定め、公布の日から施行する。
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五九）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第4項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和8年7月1日から施行する。

17日	建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条の規定に基づき、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定め、令和9年9月1日から施行する。
23日	下水道法等の一部を改正する法律（六五）	下水道法等の一部を改正する法律を公布する。この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 1 附則第4条の規定 公布の日 2 第1条中下水道法第14条の次に1条を加える改正規定及び同法第16条の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日 経過措置あり。
	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（二三〇）	環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 内閣は、環境影響評価法第2条第2項及び第3項並びに第57条の規定に基づき、この政令を制定し、令和9年4月1日から施行する。経過措置あり。

☆☆会報サン（令和9年1月発行予定）の原稿を募集します☆☆

1 募集するジャンル

- 文芸作品：エッセー（随筆・随想）、俳句、短歌、詩、川柳、漫画など
- コラム（評論）：趣味、健康などジャンルは自由
- 産業環境に関わる新製品の紹介
- 産業環境保全分野の研究や技術、取り組みの紹介
- 写真：会報の表紙に掲載する写真（カラー）

*その他 上記に当てはまらない会員への情報提供などもお寄せください！

2 投稿等の要領

- 投稿者は原則、協会関係者とし、産業環境保全分野の原稿については、会員関係者以外の投稿も歓迎します。
- 原稿は、ワード、エクセルなどで作成してください。
書式指定はありません。
1 頁：1 行 3 9 字、3 6 行を目安としてください。
- 締切（目安） 令和8年11月27日（金）
- その他 投稿者には薄謝（図書カード）進呈
- 送付（問合せ）先

〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館 5 階

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係

電話：026-228-5886

fax：026-228-5872

Mail：nasankan@alps.or.jp

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ

